

児童発達支援事業所



児童発達支援事業

《対象児童》

障がい児、または発達に遅れや心配のある就学前の乳幼児。

通所受給者証を発行された児童

《定員等》

利用定員は1日10名です。

《サービス内容》

日常生活の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を個別や小集団療育として取り組んでいます。

《開所時間》

月曜日～金曜日

・サービス提供時間 10:00 ~ 17:00

《行事予定》

各季節に合わせた活動を療育の中でも取り入れています。また、火災や自然災害外を想定した避難訓練を行います。



◎非常災害時の閉所等基準

地震	震度4以下の場合	安全確認後、療育に支障がなければ通常営業します。	
	震度6弱以上の場合は休業	開所時間内	閉所しますので、状況に応じてお迎えをお願いします。
		17時～24時に発生した場合	安全確認後、療育に支障がなければ翌日は通常営業します。
		0時～8時に発生した場合	1日休業します。
津波	津波注意報	通常営業します。	
	津波警報以上	閉所します。地域の指定避難場所へ避難します。状況に応じてお迎えをお願いしますが、津波警報が発令中はお迎えに来られても、帰宅する事は出来ません。保護者の方がお迎えに来るまでお預かりします。	



＜ご利用希望される場合＞

＊通所受給者証という福祉サービス利用の手帳が必要となりますので、お住まいの市役所、または役場福祉課の窓口へ行き手続きが必要となります。そのご、当事業所との契約を結びます。



◎利用料について

児童発達支援事業、放課後等デイサービスのご利用には所定の利用料がかかりますが、保護者の所得に応じて減免や1ヶ月の利用料の負担上限月額が設定されています。

利用者負担上限月額/給食実費負担額

区分	世帯の収入状況	負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	住民税非課税世帯	
一般1	住民税課税/所得割28万円未満	4,600円
一般2	住民税課税/所得割28万円以上	37,200円

主な加算

欠席時対応加算（月4回まで）	94円
----------------	-----

この他にも各種加算の対象となるものがあります。



職員配置

管理者兼児童発達支援管理責任者
/保育士/児童指導員

休業日

土・日曜日、国民の休日
年末年始（6日間程度）
年度末～年度初めにかけて（4日間程度）
職員研修日

◎所在地



〒084-0906

釧路市鳥取大通3丁目20番地15号

キッズセンターくしろ

TEL/FAX (0154) 52-8855

業務用携帯 080-2869-6593

E-mail kids-center-kushiro@brown.plala.or.jp

キッズセンターくしろでは、心身の発達に遅れや心配のあるお子さんに対し、個々の成長や発達に合わせて、療育訓練や指導、機能訓練を行っております。

また、お子さんに関する心配ごとやお悩みについて、保護者の方と一緒に考えていきますので、どうぞお気軽にご相談ください。

ことばが遅い、視線が合わない、落ち着きがない、呼んでも振り向かない、運動がぎこちない、こだわりが強い、お友達とうまく遊べない、幼稚園・保育所等の利用に心配がある・・・などなど

お子さんのことで

悩んでいませんか？



くしろ地域生活支援センター

キッズセンター くしろ



◆児童発達支援事業

社会福祉法人 北海道社会福祉事業団